

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 孺恋村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.32%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	114.51%
全職員	74.24%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	96.28%
本庁課長補佐相当職	96.19%
本庁係長相当職	74.41%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.09%
31～35年	95.09%
26～30年	89.44%
21～25年	90.06%
16～20年	100.91%
11～15年	68.72%
6～10年	76.11%
1～5年	83.16%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」については、給与水準の高い課長相当職以上に男性が多いこと、女性職員の平均勤続年数が男性職員の平均勤続年数より短いこと、近年の採用者に占める女性割合が高くなっていること、中高年齢層の職員の男女比率に差があること、若年層の女性職員に育児休業取得者が多いことなどが給与の男女の差異の要因と考えられる。また、給料月額以外の手当（扶養手当・児童手当・寒冷地手当など）に関して、男性職員への支給割合が高いことも給与の男女の差異に影響していると考えられる。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の長短について男女比率に差があり、これが給与の差異に影響していると考えられる。
- ・「全職員」については、相対的に給与の低い会計年度任用職員の占める割合が男性職員よりも女性職員の方が高いことが給与の男女の差異を大きくしていると考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。